

「悪いこと」をしても責任を問えない場合があるの？—精神障害者の責任能力について—

八木 深

IRYO Vol. 64 No. 3 (171-176) 2010

要旨

裁判員裁判制度が始まり、一般市民である裁判員にも理解できるように責任能力の判断材料を提示することが求められるようになった。マクノートン裁判は陪審裁判であり、刑事責任能力に関して160年余りたった現在でも説得力のある弁論が陪審に対して展開されているので紹介する。ついで、マクノートン裁判と同様な論点が展開した最高裁平成20年4月25日決定を紹介し、責任能力の判断の際、精神症状の影響がある場合には一見正常にみえることを過大評価してはならない点を示す。

キーワード 裁判員、刑事責任能力、マクノートン裁判、マクノートンルール、二重見当識

はじめに

被告人や被疑者の責任能力の判断は、難解なことも多く、精神科医の中でもごく一部の者が関与する専門性の高い領域と考えられてきた。したがって、精神医学の専門誌でない総合医学雑誌で責任能力を取り上げる意味はさほどないのではないかと思う人も多いだろう。

ところが、平成21年5月から、裁判員裁判制度が始まり状況が一変しつつある。裁判員は素人だから複雑な事柄の判断はしないのだらうと思う向きもあるが、裁判員裁判の対象事件は、殺人罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪、危険運転致死罪などの重大事件であり、責任能力判断も裁判員に求められる。一般市民にも理解できるように責任能力の判断材料を提示することが求められることになったわけである。

本稿の目的は、専門家でない一般の読者に責任能力の意味合いを理解できるようにお伝えできるかを試みることにある。

悪いことをした人に 刑罰を科すのはなぜ？

悪いことをしたなら責任をとってもらい、それに応じた報いを受けるべきであるというのが一般市民の感情であろう。刑法学者も応報観念を否定しない¹⁾。刑罰とは、悪いことをしないという選択肢（他行為可能性）もあったのに、あえて悪いことをする意思決定をしたことに対して責任をとりなさいという法的非難である²⁾。

刑法および刑罰のもうひとつの側面は、将来、犯行時と同様の状況に陥っても、今度は犯行を思いとどまるようにして、行為者ひいては一般人の犯罪を

国立病院機構東尾張病院 精神科

別刷請求先：八木 深 国立病院機構東尾張病院 精神科 〒463-0802 名古屋市守山区大森北2丁目1301

(平成21年10月28日受付、平成22年2月12日受理)

What is the Criminal Responsibility?

Fukashi Yagi, NHO Higashiowari National Hospital

Key Words: Saiban-in (lay judge), criminal responsibility, trial of Daniel McNaughton, McNaughton rule, double orientation

予防することにある³⁾。しかし予防の必要性によって刑罰を正当化すると、罪刑の均衡を逸した刑罰を科すことも可能になり問題である²⁾。たとえば窃盗犯についても、再犯予防のため危険な人格を改善する必要があるとみなされると常軌を逸した長期の刑罰が科せられる可能性が発生する。

悪いことをしたのに 違法でないことがあるの？

一般市民の素朴な感覚に反して、悪いことをしても違法でない場合がある。

まず初めに、その悪いことを禁止する法律がない場合である。興奮をきたすような人体に有害なドラッグの使用は、「悪いこと」であるが、そのドラッグの使用を禁止する法律がなければ刑罰を科す根拠がない。「法律なければ犯罪なし」である⁴⁾。この場合、「悪いこと」を禁止する法律を作る必要がある。

何をもって、違法とし、その違法な行為にどのような刑罰を与えるかは法律の規定があり、その規定を超えた刑罰を与えることはできない。これを罪刑法定主義という。あんなひどいことをしてもあれだけの刑罰なの？という場合もある。近年では、飲酒して何人かを死傷させる事故をおこしながら、何で業務上過失致死傷罪という窃盗罪よりも軽い刑なのかという問題が発生した。この場合は法律を変える必要があり、被害者感情を反映して、刑法が改正され危険運転致死傷罪が創設された。

「この人はひどい人なんです」という発言は、処罰感情と密接に結びついている。しかし、いかに「ひどい人」であっても、法に触れる行為をしていなければ、刑罰を科すことはできない。「ひどい人だから将来悪いことをするに決まっている」と思っても、悪いことをする前に予防のためにあらかじめ刑罰を与えることはできない。刑罰はその者が行った法に触れる行為に対して科せられ、人の行為以外のものを処罰の対象とすることは許されない。これを行為主義という⁵⁾。

違法行為をしたなら必ず刑罰が科せられるのだろうか？たとえば、死刑執行人は殺人という違法行為をしたのだから罪に問われるか？答えはいいえである。刑法35条によると、法令又は正当な業務による行為は、罰しない。死刑執行は正当行為とされ、犯罪は不成立である。正当行為と並んで、正当防衛、緊急避難も犯罪の不成立として規定され、違法性阻

却事由と呼ばれる。必要があると軽信し手術してしまったような場合には傷害罪になるだろうか？適法な治療行為（正当行為）を行う事実認識である限り、罪を犯す意思はないとされる⁶⁾。刑法38条によると、罪を犯す意思（故意）がない行為は、罰しない、ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。特別の規定とは過失を指す。

悪いことをしても、 責任を問えない場合があるの？

3歳児が売り物の菓子パンを持って走って行ってしまったとしても、窃盗罪で有罪だと考える人はいないだろう。刑法41条によると、14歳に満たない者の行為は、罰しない。3歳児には罪を犯す意思などないと推定されるし、そこまでしなくてもいいのではという一般市民の感覚にも合うであろう。刑事未成年は、責任能力があっても、なお処罰の必要性、妥当性という見地から罰を与えることはできない⁷⁾。

刑罰とは、悪いことをしない選択肢もあったのに、あえて悪いことをするという意思決定をしたことに対する法的非難なわけであるから、何が「悪いこと」かがわからない精神状態での犯行は非難できないことになる。自分の行為の善悪に関して適切に判断する能力は、法的非難が可能になる前提であり、弁識能力と呼ばれ、その判断に従って自分の行動をコントロールする能力を制御能力と呼び、弁識能力と制御能力を合わせて責任能力と呼ぶ。刑法39条によると、責任能力を喪失した精神障害者（心神喪失者）の行為は罰しない、責任能力が著しく減退した精神障害者（心神耗弱者）の行為は、その刑を減輕する。

精神障害を理由とした刑の減免の思想は古代ギリシャにまで遡ることができる。紀元前4世紀にプラトンは「法律」の中で、狂気の状態にあって違法の行為をしたのであると裁定された場合には、刑罰は免除されると述べている。東洋においては、中国最古の法令解釈書である唐律疏義（653年）が、減刑する根拠として、周禮秋官司刺の三赦の法（1幼弱2老耄3しゅう愚）を示し、精神障害を赦す規定を設けた。わが国では、唐律疏義を輸入したと考えられる養老律令（757年）で、年齢70歳以上あるいは16歳以下、精神薄弱を含む廢疾者が流罪以下の罪を犯した場合は減刑とし、年齢80歳以上あるいは10歳以下、精神障害者を含む篤疾者（惡疾・癲狂等）

は、極刑が科せられる重大犯罪でも減刑され、90歳以上、7歳以下は罪責がないとされた。養老律令のいう老齢は発覚時の年齢で、幼少は事件時の年齢を適応し、受刑能力を考慮していた。

歴史的には、精神障害を理由とした刑の減免について、何が「悪いこと」かがわからない精神状態を理由としての減免だけでなく、受刑能力も考慮し、そこまで罰しないでもいいだろうと赦す思想が反映されていた。

責任能力が争点となった歴史的陪審裁判 1843年マクノートン裁判

マクノートン裁判は陪審裁判であり、刑事責任能力に関して160年余りたった現在でも説得力のある弁論が展開されたので紹介する⁸⁾。

マクノートンはグラスゴー出身の27歳木工業者であったが、恐ろしいイメージにしつこく攻撃されるようになり、住んでいる家のせいだと考えイギリス全土やフランスを転々として逃げたがそれでも恐ろしいイメージにつけ狙われると思ひ込んだ。彼は「スパイがまわりじゅうに居て、ローマ教会と警察と世界中が彼に敵対している」、「トーリー党が前回選挙の自分の投票について危害を加えている」と考え、追跡に当時の政権与党トーリー党が関与していると確信した。マクノートンは、ロンドン中心部において警官の面前でトーリー党党首ピール首相の私設秘書ドラモンド氏を首相と誤認しピストルで撃ち死亡させ、逃走をはかることもなくただちに逮捕された。マクノートンは罪状認否で、「被害をうけた絶望に駆られました」「撃ったことには罪があります」と答えた。マクノートンは、同年3月陪審裁判にかけられ、「彼らは私に濡れ衣を着せようとした。彼らは、私を繰り返し悩ませ攻撃するために何でもする。実際、彼らは私を殺そうと望んでいる」と供述した。

弁護士コックバーンは、3時間にわたり弁論し、陪審やすべての人に深い感銘を与えた。マクノートンの責任を問えないとするこの弁論は現代でもその意義を失っていない。

ある点で異常を認めないとしても、精神障害の影響により、周囲の人やものごとの関係を正しい光のもとでみることができないことがあり、一般的に道徳観と制御を有していたとしても、抵抗不能の強い衝動の餌食になり自己制御の可能性すべてが無効になる場合がある。もし、このような衝

動のもとで、人が法が非難し罰を科すような行為をしたとしたら、その者は罰の対象にはならない。なぜならば、人間の責任を構成する動機の抑制の下にないからである。もしこの事例で道徳観が障害され、本件犯行が病的妄想の結果で、必然的にその妄想と結びついていたら、もし証拠に基づいてこういった解釈が立証できるならば、評決は被告に有利なものになるに違いないと思う。問題は、妄想のもとで妄想がなければしなかったような行為を彼がしたのかどうか、妄想の制御不能の衝動のもとで、犯行それ自体は妄想によってのみ発生したのか否かである。

続いて鑑定証人が心神喪失の意見を公判で供述した。

被告人は心神喪失である。被告はドラモンド氏を銃撃した際、通常の抑制を奪い取るような幻覚に苦しんでいた。犯行は、抵抗しがたい妄想の結果である。妄想があまりに強いので、物理的障害以外の手段で犯行を防ぐことはできなかった。最後に裁判長ティンダルは陪審に対し教示した。

被告人が善と悪を弁別できると考えるなら、彼は法の科す罰の対象である。(追加教示)もしそうでないなら、被告人が非常に大きな困難を有しているとみえるならば、被告人を有罪とはみなさないだろう。

陪審は無罪評決を下し、マクノートンはベスレム病院へ入院し48歳でブロードモア病院で死去した。

この判決は、世論の反発を招いた。タイムズ紙は、マクノートン事例はよくある事例であるが、法は民衆を守るのに十分だろうかなどと判決を論難した。ビクトリア女王は首相へ書簡を送り、貴族院は、マクノートン裁判をしたティンダル卿を含む裁判官数名を召集し質問をした。質問に対するティンダル卿の回答は、マクノートンルールと呼ばれ、英米圏で責任能力判断の基準となった。精神異常抗弁(心神喪失のこと)が成立するためには、「犯行時に被告人が、精神の疾患のために、自分のしている行為の本質と性質を知ることができず、または、それを知っていたとしても、邪悪なことをしているということを知りえないほど、理性を欠いた状態にあったことが明確に証明されなければならない」「被告人が、その行為がなすべきことではないという認識をもっていれば、また同時に、その行為が法に反していることを知っているならば、罰せられなければならない

い」とされた。マクノートンは罪状認否で、「撃つたことには罪があります」と述べたので、このルールに従うと責任能力があるとみなされる。マクノートンルールはマクノートン裁判を否定した内容であり、精神の障害があってもほとんどの場合責任能力があるとみなされる厳しい基準である。自らの裁判を否定したティンダル卿が痛々しく感じられる。

マクノートン裁判でコックバーンが展開した弁論は、正常にみえる面があっても、精神障害の影響により事物の関係を正しくみられないことがあり、一般的に道徳観と制御を有していても、あらがいがたい強い衝動の餌食になり自己をコントロールする可能性が失われた場合には罰の対象にならないことを認めた点で現代にも通じる画期的で特筆すべき弁論であると筆者は考える。マクノートンルールの下にうずもれるにはあまりにも惜しい。

わが国の責任能力裁判 最高裁平成20年 4 月25日決定

マクノートン裁判から160年余りたったわが国で、コックバーンが主張した点が論点になっているようにみえる判例があるので抜粋し紹介したい（最高裁判所 判例検索システム：http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrchKbn=02）。

被告人は平成8年4月ころ統合失調症を発症し、平成14年2月ころからは、人のイメージが頭の中に出てきてそれがものを言うという幻視・幻聴や、頭の中で考えていることを他人に知られていると感じるなどの症状が現れるようになった。そのような異常体験の中でも、被告人が平成3年11月から平成6年4月まで稼働していた塗装店の経営者（本件被害者）が「ばかをからかってると楽しいな」などと被告人をからかったり、「仕事で使ってやるから電話しろ」と話しかけてくる幻視・幻聴がとくに頻繁に現れ、呼び掛けに応じて被害者に電話をして再就職を申し出て、同人からそれを断られるのを繰り返していた。

被告人は、平成15年6月24日、朝から「仕事に來い。電話をくれ」という被害者の声が聞こえ、アルバイト先に初めて出勤するために地下鉄に乗った際にも、何度も「こいつは仕事に行きたくねえんだ」などと声が聞こえたため、被害者が被告人の仕事に行くのを邪魔していると腹を立て、被害者を殴って

脅かしてやろうと思い塗装店に向かった。被告人が同店付近で被害者が現れるのを待っていると、昔の知り合いのホステスが「Aちゃんが怒ってるから早く出てきなさいよ」などと被害者に声を掛けている幻聴が聞こえたため、自分の行動が人にみられていると感じ被害者を殴るのをやめ、そのまま帰宅した。

平成15年6月27日、「仕事に來い。電話しろ」と被害者の声が聞こえ、被害者に対する腹立ちが収まらず、被害者を二、三発殴って脅し、ばかにするのをやめさせようと考え、午後6時ころ塗装店に向かった。被告人が社長室に至ると、被告人をみた被害者がどうしたのかという感じでへらへら笑っているように見え、被告人は、被害者の顔面等を数発殴った上、店外に逃げ出した被害者を追い掛け、路上でさらにその顔面を一発殴った。そして、あお向けに倒れた被害者をみて、ふざけてたぬき寝入りをしているのだと思い、その太もも付近を足で突くようにけた。しかし、通行人が来たのでそれ以上の暴行を加えることなく、その場を立ち去った。被害者は、上記一連の暴行により外傷性くも膜下出血により死亡した。被告人は、本件行為後、交際相手の女性宅に行き、一緒に食事を取った後自宅に戻ったが、同月28日、被害者が重体であるという新聞記事を見て怖くなり自首した。

第1審で精神鑑定が実施され、被告人は、本件行為当時、統合失調症の激しい幻覚妄想状態にあり、直接その影響下にあつて本件行為に及んだもので、心神喪失の状態にあつたとされた。被告人が、一方で現実生活をそれなりにこなし、本件行為の前後において合理的にみえる行動をしている点は、精神医学では「二重見当識」等と呼ばれる現象として珍しくなく、被告人が一定の合理的な行動を取っていたことと被告人が統合失調症による幻覚妄想状態の直接の影響下で本件行為に及んだことは矛盾しないとした。第1審判決は、S鑑定に依拠し、本件行為当時心神喪失の状態にあつたとして被告人に無罪を言い渡した。

これに対し、検察官が控訴し、控訴審判決は、被告人は心神耗弱にとどまるとして、第1審判決を破棄し懲役3年を言い渡した。控訴審判決の理由の要旨は次のようなものである。被害者を殴って脅しばかにするのをやめさせようと考えたという動機の形成、犯行に至るまでの行動経過、こぶしで数発殴ったという犯行態様、通行人が来たことから犯行現場

からすぐに立ち去ったという経緯は、了解が十分に可能である。「電話しろ」という作為体験はあっても、「殴り付けろ」という作為体験はなく、幻聴や幻覚が犯行に直接結び付いているとまではいえない。被告人は、本件犯行およびその前後の状況を詳細に記憶し意識はほぼ清明であり、本件犯行が犯罪であることも認識していたと認められる。被告人が自首していること、被告人が社会生活を送り仕事をしようとする意欲もあったことなどの諸事情に照らすと、被告人は、本件犯行時、統合失調症に罹患していたが、心神喪失の状態にあったとは認められず、せいぜい心神耗弱の状態にあったものというべきである。S鑑定およびF鑑定（控訴審で実施）は、いずれも採用することができない。

最高裁決定：控訴審判断は、是認できない。被告人が、本件行為およびその前後の状況を詳細に記憶し意識はほぼ清明であること、本件行為が犯罪であることも認識し自首していること、被告人が社会生活を送り就労意欲もあったことなど、一般には正常な判断能力を備えていたことをうかがわせる事情も多い。しかしながら、被告人は、幻聴等が頻繁に現れる中で、訂正が不可能またはきわめて困難な妄想に導かれて動機を形成したとみられ、控訴審判決のように、動機形成等が了解可能であると評価するのは相当ではない。また、このような幻覚妄想の影響下で、被告人は、本件行為時、前提事実の認識能力にも問題があったことがうかがわれ、被告人が、本件行為が犯罪であることも認識し記憶を保っていたとしても、これをもって、事理の弁識をなし得る能力を有していたとただちに評価できるかは疑問である。被告人の本件前後の生活状況等は、被告人が、上記のような幻覚妄想状態の下で本件行為に至ったことを踏まえると、過大に評価することはできず、少なくとも「二重見当識」によるとの説明を否定し得るようなものではない。そうすると、統合失調症の幻覚妄想の強い影響下で行われた本件行為について、控訴審判決の説示する事情があるからといって、そのことのみによって、その行為当時、被告人が事物の理非善悪を弁識する能力またはこの弁識に従って行動する能力をまったく欠いていたのではなく、心神耗弱にとどまっていたと認めることは困難であるといわざるを得ない。

最高裁平成20年4月25日決定は、マクノートン裁判におけるコックバーンの弁論「正常にみえる面があっても、精神障害の影響により事物の関係を正し

くみられないことがあり、一般的に道德観と制御を有していても、あらがいがたい強い衝動の餌食になり自己をコントロールする可能性が失われた場合には罰の対象にならない」と筆者には響き合っている。責任能力の判断の際に、症状の影響がある場合に一見正常にみえることを過大評価してはならないという重要事項を指し示している。なお本事例は高等裁判所で再び心神耗弱の決定がされ、現在第2次上告審議中であり、最終的決定はまだ出ていない。

終わりに

責任能力を考える上で、鑑定人の役割は、被鑑定者にどのような精神症状があり、その症状が犯行にどのような影響を与えたかを明確にすることにある。犯行動機の詳細可能性は、症状がいかに関与したかという視点を重視して記載すべきで、「正常な見せ掛け」をもって「了解可能」とするのは禁物である。「撃ったことには罪があります」と述べたマクノートンに対し、悪いことだとわかっていたから責任能力があるといってしまうのは、「正常な見せ掛け」に騙されている。コックバーンは、陪審にこのことを弁論し、陪審は無罪評決を出した。責任能力の判断は鑑定人でなく裁判で決定すべきことがらであり、裁判員裁判においても、コックバーンが展開したような弁論は、「正常な見せ掛け」に騙されることなく責任能力を考える上できわめて重要になるであろう。なお、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者については、他害行為を行った際の精神障害を改善し、これにともなって同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、裁判所の審判で必要と認定された場合には、専門的な司法精神医療である医療観察法医療を受けることになる。

〔文献〕

- 1) 大谷實。刑法解釈論集Ⅱ。東京：成文堂；1990：p 52.
- 2) 安田拓人。責任の概念。In：西田典之，山口厚，佐伯仁志編。刑法の争点。東京：有斐閣；2007：p 54.
- 3) 林美月子。責任能力。In：西田典之，山口厚，佐伯仁志編。刑法の争点。東京：有斐閣；2007：p82.
- 4) 堀内捷三。構成要件の概念。In：西田典之，山口

- 厚，佐伯仁志編．刑法の争点．東京：有斐閣；2007：p14.
- 5) 井田良．行為論．In：西田典之，山口厚，佐伯仁志編．刑法の争点．東京：有斐閣；2007：p16.
- 6) 斎藤信治．違法阻却事由の錯誤．In：西田典之，山口厚，佐伯仁志編．刑法の争点．東京：有斐閣；2007：p60.
- 7) 大谷實．刑法解釈論集Ⅱ．東京：成文堂；1990：p60.
- 8) West DJ and Walk A. Daniel McNaughton His Trial and the Aftermath. s.l. : Gaskell Books ; 1977.